

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和5年6月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 児童扶養手当法に基づき、離婚等により父若しくは母がいない児童等を監護する母若しくは父に対し児童扶養手当を支給し、父子母子家庭の生活の安定と自立の促進を通して、児童の健全育成を図る。</p> <p>【内容】 1 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 2 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務。 3 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 4 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 5 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 6 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 7 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 8 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 9 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記し、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。</p>
③システムの名称	児童手当及び児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第37項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、26の2、35、36、44、53、59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第57の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもみらい部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こどもみらい部こども家庭課 住所：〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話：0246-27-8563

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月12日	I 5②所屬長の役職	こども家庭課長 武山忠弘	こども家庭課長	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、35、36、44、59の2条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の第57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、35、36、44、59の2条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		9 各種オンライン申請の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当及び児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	児童手当及び児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能		
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、35、36、44、59の2条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3、12、19、26の2、35、36、44、53、59条の2の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 <p>省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>	事後	
令和5年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	9 各種オンライン申請の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。	9 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記し、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当及び児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当及び児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	